

● 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

区 分		手数料額	
評価する部分及び基準	床面積の合計 (A)	適合証なし	適合証あり
戸建住宅・共同住宅等の住戸	$A \leq 200 \text{ m}^2$	35,000 円	5,000 円
	$200 \text{ m}^2 < A \leq 400 \text{ m}^2$	70,000 円	10,000 円
	$400 \text{ m}^2 < A$	97,000 円	16,000 円
共同住宅等の建築物全体	$A \leq 300 \text{ m}^2$	109,000 円	10,000 円
	$300 \text{ m}^2 < A$	179,000 円	27,000 円
非住宅建築物 (工場等(※1)以外)	標準入力法	$A \leq 300 \text{ m}^2$	239,000 円
		$300 \text{ m}^2 < A$	297,000 円
	モデル建物法	$A \leq 300 \text{ m}^2$	96,000 円
		$300 \text{ m}^2 < A$	120,000 円
非住宅建築物 (工場等(※1))	標準入力法	$A \leq 300 \text{ m}^2$	109,000 円
		$300 \text{ m}^2 < A$	138,000 円
	モデル建物法	$A \leq 300 \text{ m}^2$	48,000 円
		$300 \text{ m}^2 < A$	63,000 円
住宅・非住宅複合建築物の建築物全体	住宅・非住宅 合算		

※1 工場等とは、平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号別表第1に掲げる工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場及び倉庫などの用途に供する部分。

- ・ 複数の区分に該当する場合は、それぞれの手数料額の合算した額となります。
- ・ 手数料の適用は1棟ごととなります。(複数棟の合計の床面積に対する手数料ではありません。)
- ・ 申請1件で同一棟内複数住戸について申請する場合は、床面積の合計が適用となります。(個別の床面積に対して加算するものではありません。)
- ・ 認定申請に併せて建築基準関係規定への適合審査を申し出る場合(法第54条第2項関係)は確認申請相当手数料が加算されます。

● 低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料

- ・ 変更に係る部分の床面積の2分の1(増加する部分については当該増加する部分の床面積)とし、上記の表による面積区分による手数料とする(確認申請の計画変更と同様の床面積算定)。